



2024年2月26日

各位

会社名 株式会社トゥエンティフォーセブン
代表者名 代表取締役社長 小島 礼大
(コード番号：7074 東証グロース)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 吉野 晴彦
(Tel. 03-6432-4258)

上場維持基準への適合に向けた計画について

当社は、2023年11月30日時点において、東京証券取引所グロース市場（以下、グロース市場）における上場維持基準に適合しない状態となりました。そこで下記のとおり、上場維持基準の適合に向けた計画を作成しましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の2023年11月30日時点におけるグロース市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなり、流通株式時価総額については基準に適合していません。当社は、2025年11月30日までに流通株式時価総額の上場維持基準を充たすために、各種の取り組みを進めてまいります。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式時価総額 (円)	流通株式比率 (%)
当社の状況 (2023年11月30日時点)	1,649	14,816	(注) 438,118,138	27.5
上場維持基準	150	1,000	500,000,000	25.0
計画期間	—	—	2025年11月30日 まで	—

(注) 流通株式時価総額の算出にあたっては、2023年11月30日以前3ヶ月の日々の株価終値の平均値である295.68円（小数点第三位以下、省略。なお、実際の計算においては、小数点第三位以下も含めて算出）を採用しています。

2. 上場維持基準の適合に向けた取り組みの基本方針、課題及び取り組み内容

(1) 基本方針

当社は、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」という経営理念のもと、短期的には「業績の回復」、中長期的には「企業価値の向上」に資する各種取り組みを着実に推進することにより、グロース市場の上場維持基準への安定的な適合を目指すことを基本方針とします。

また、先行き不透明な経営環境の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築するとともに、コンプライアンスの徹底や事業等のリスクに迅速に対応するために企業統治の体制強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(2) 課題及び取り組み内容

流通株式時価総額の構成要素は「株価」と「流通株式数」の掛け合わせであり、それぞれの構成要素に課題があると認識しております。当社は、上場維持基準の適合に向けて、「株価の向上」を基本としつつ、「流通株式数の増加」にも努めてまいります。具体的な取り組み内容は、次のとおりであります。

① 株価の向上

a. 業績の回復

当社は、2020年11月期以降、「新型コロナウイルス感染症による影響長期化」「消費者の行動変容」「競合他社の台頭」等の変化により、2023年11月期まで4期連続での売上高の減少ならびに経常損失および当期純損失を計上しました。

また、2024年1月15日に公表した「2023年11月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」において、2024年11月期の業績予想を開示しましたが、その概要は「前期比で5.8%の売上高増加および各利益段階においての赤字幅縮小」であり、単月ベースでの継続した営業黒字転換は、下半期始めの2024年6月以降を見込んでおります。同日公表した「2023年11月期決算補足説明資料」の13頁から14頁に記載した業績反転に向けての各種施策および2024年2月26日に更新した「事業計画及び成長可能性に関する事項」の25頁から29頁記載の業績回復に向けての取り組みである「新規顧客数増加のための施策充実」「既存顧客の維持拡大と新商材での売上拡大」「コストコントロールによる経費削減」を短期的優先事項として着実に推進させることにより、業績の回復に注力してまいります。

b. 中期経営計画の作成・公表と着実な実行

「a. 業績の回復」に記載のとおり、2024年11月期の業績予想は公表したものの、2025年11月期以降の中長期的な回復・成長ストーリー(具体的施策、目標指標、スケジュール等)を中期経営計画として公表するまでには至っておりません。

現在、中期経営計画を作成中であり、2024年4月を目途に完成・公表を予定しておりますので、当該計画の着実な実行をもって中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

なお、2024年2月26日に更新した「事業計画及び成長可能性に関する事項」につきましても、中期経営計画公表と同タイミングにて更新を予定しております。

c. IR活動の強化

「b. 中期経営計画の作成・公表と着実な実行」に記載のとおり、中期経営計画に位置付けられた企業価値向上に向けた取り組み内容や進捗状況をより広く伝え、当社の理解度を高めていただくことが、結果として適正な株価形成に寄与するものであると認識しています。そのために、機関投資家および個人投資家とのコミュニケーション機会を増加し、内容の充実に努めることで、IR活動の強化に努めてまいります。

② 流通株式数の増加

当社は、2023年9月15日に「第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに新株予約権の買取契約(コミット・イシュー・プログラム)の締結に関するお知らせ」を公表^{*1}しました。当該公表内容は2種類の増資手法「第三者割当による新株式の発行」と

「EVO FUND（以下、「新株予約権割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、それぞれを「第10回新株予約権」、「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行により増資を実行する旨の内容となりますが、後者の本新株予約権が行使されることによって、流通株式数の増加^{※2}が見込まれます。

a. 第10回新株予約権

基準日である2023年11月30日時点での未行使新株予約権の残数は3,900個（390,000株）でしたが、2023年12月1日にすべての新株予約権の行使が完了^{※3}しております。よって、2023年11月30日時点から流通株式数は3,900単位（390,000株）増加しております。

なお、仮に2023年11月30日時点の流通株式数14,816単位（1,481,688株）に3,900単位（390,000株）を足して流通株式数を18,716単位（1,871,688株）と仮定した場合（以下、「第10回新株予約権行使完了後の仮置き流通株式数」といいます。）、流通株式時価総額5億円を充たす株価は268円となります。

b. 第11回新株予約権

第11回新株予約権の当初行使開始予定日および全部コミット完了予定日は2024年10月3日から2025年10月2日までとなっていますが、「a. 第10回新株予約権」に記載のとおり、第10回新株予約権の全部行使が2023年12月1日に完了したことにより、当社は一定の条件のもと、新株予約権割当先に対し、第11回新株予約権の全部または一部の行使可能開始日を前倒し指示することが可能^{※4}です。

よって当社は、流通株式時価総額の適合計画期間内における株価の推移状況等を総合的に勘案して、新株予約権割当先に対し、第11回新株予約権行使の前倒し指示を行うことも検討いたします。

なお、仮に第10回新株予約権行使完了後の仮置き流通株式数18,716単位（1,871,688株）に第11回新株予約権の総数4,000個（400,000株）を足して流通株式数を22,716単位（2,271,688株）と仮定した場合（以下、「第11回新株予約権行使完了後の仮置き流通株式数」といいます。）、流通株式時価総額5億円を充たす株価は221円となります。

c. 第12回新株予約権

第12回新株予約権の当初行使開始予定日および全部コミット完了予定日は2025年10月3日から2026年10月2日までとなっていますが、「a. 第10回新株予約権」に記載のとおり、第10回新株予約権の全部行使が2023年12月1日に完了しており、かつ、第11回新株予約権の行使がすべて前倒しで完了した場合、当社は一定の条件のもと、新株予約権割当先に対し、第12回新株予約権の全部または一部の行使可能開始日を前倒し指示することが可能^{※4}です。

よって当社は、流通株式時価総額の適合計画期間内における株価の推移状況等を総合的に勘案して、新株予約権割当先に対し、第12回新株予約権行使の前倒し指示を行うことも検討いたします。

なお、仮に第11回新株予約権行使完了後の仮置き流通株式数22,716単位（2,271,688株）に第12回新株予約権の総数4,000個（400,000株）を足して流通株式数を26,716単位（2,671,688株）と仮定した場合、流通株式時価総額5億円を充たす株価は188円となります。

※1 詳細につきましては、2023年9月15日公表の「第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

※2 新株予約権割当先であるEVO FUNDの保有方針は短期保有目的であり、本新株予約権が行使された

後、短期で売却される見込みであり、流通可能性が高い株式となります。なお、新株予約権割当先から2023年10月10日に提出された「大量保有報告書」における直近（2023年12月8日）の「変更報告書No. 3」によると、2023年10月3日から2023年12月1日の期間において第10回新株予約権5,000個（500,000株）すべてが権利行使のうえ取得され、当該期間内にすべて株式市場内で売却されております。

- ※3 詳細につきましては、2023年12月1日公表の「第三者割当により発行された第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の大量行使および行使完了ならびに月間行使状況に関するお知らせ」をご参照ください。
- ※4 詳細につきましては、2023年9月15日公表の「第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム）の締結に関するお知らせ」の「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要 ③行使開始日変更指示」をご参照ください。

以上